

貴金属製品品位証明手数料

品位証明手数料は、貴金属製品の区分及び依頼個数並びに品目に応じ、次の表に掲げる金額又は計算式により算出した金額とします。

(単位：円)

区分		品目	指輪、ネックレス、ネクタイ止め、カフス釦、バッチ、ブローチ、イヤリング、メダル、大判、小判、時計側、その他1個(コンビ製品は2個)の部品で作られているもの	盃、バックル、眼鏡枠、鎖、猪口、その他2個(コンビ製品は3個又は4個)の部品で作られているもの	茶釜、茶瓶、トロフィ、盾、その他3個以上(コンビ製品は5個以上)の部品で作られているもの
白金製品	1~10		3,430	6,220	9,090
	11~30		343×依頼個数	622×依頼個数	909×依頼個数
	31~60		10,290+309×(依頼個数-30)	18,660+560×(依頼個数-30)	27,270+818×(依頼個数-30)
	61~		19,560+274×(依頼個数-60)	35,460+498×(依頼個数-60)	51,810+727×(依頼個数-60)
金製品	1~10		1,500	2,280	3,430
	11~30		150×依頼個数	228×依頼個数	343×依頼個数
	31~60		4,500+135×(依頼個数-30)	6,840+205×(依頼個数-30)	10,290+309×(依頼個数-30)
	61~		8,550+120×(依頼個数-60)	12,990+182×(依頼個数-60)	19,560+274×(依頼個数-60)
銀製品	1~10		780	1,580	2,280
	11~200		78×依頼個数	158×依頼個数	228×依頼個数
	201~400		15,600+70×(依頼個数-200)	31,600+142×(依頼個数-200)	45,600+205×(依頼個数-200)
	401~		29,600+62×(依頼個数-400)	60,000+126×(依頼個数-400)	86,600+182×(依頼個数-400)
J18K製品 (白金及び金を接合した製品をいう。)	1~10		4,300	7,300	10,730
	11~30		430×依頼個数	730×依頼個数	1,073×依頼個数
	31~60		12,900+387×(依頼個数-30)	21,900+657×(依頼個数-30)	32,190+966×(依頼個数-30)
	61~		24,510+344×(依頼個数-60)	41,610+584×(依頼個数-60)	61,170+858×(依頼個数-60)

備考 1. 上記手数料には、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税に相当する金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税に相当する金額を含みます。

2. 種類又は品位を異にする貴金属を接合した貴金属製品(コンビ製品を除く。)の場合は、種類又は品位を異にする部分ごとに、それぞれ上記の区分による製品を1個とみなします。

3. 品位試験分析手数料(品位試験の結果、不合格となった貴金属製品を返還する場合の手数をいう。)は、以上により算出した手数料に100分の80を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とします。